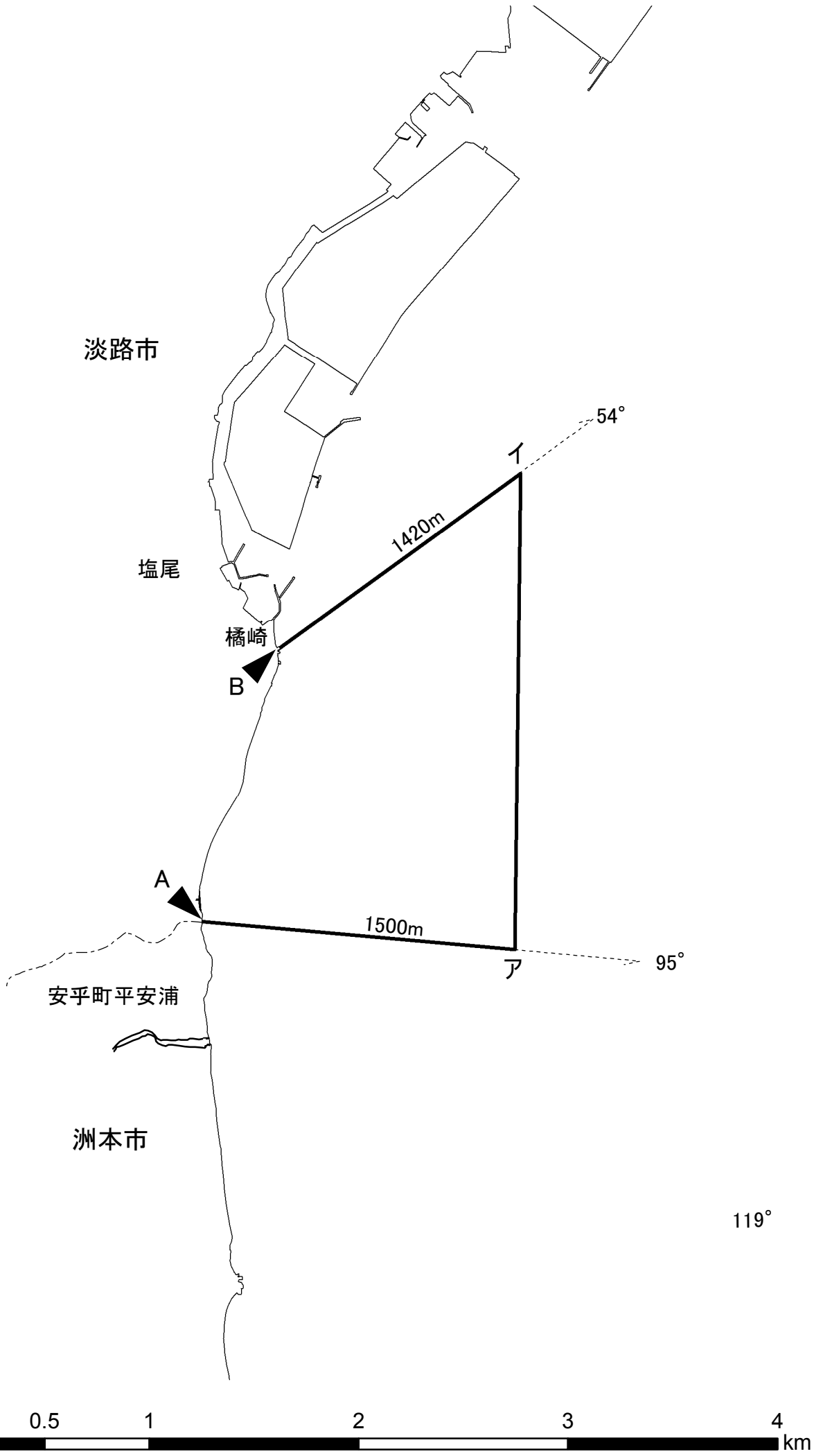


免許 番号	免許の内容となるべき事項				漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置 制限又は条件	
共 第 105 号	第 1 種共同漁業	もずく漁業	1月1日から7月31日まで	洲本市・淡路市界から淡路市塩尾に至る間の地先	津名漁協
	"	わかめ漁業	2月1日から6月30日まで	漁場の区域	
	"	いぎす漁業	5月1日から9月30日まで	次の点 A、ア、イ及び B を結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 最大高潮時海岸線における洲本市・旧津名郡津名町界 B 淡路市塩尾橋崎東端 ア A から95度1,500メートルの点 イ B から54度1,420メートルの点	
	"	てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで		
	"	かき漁業	1月1日から12月31日まで		
	"	あさり漁業	1月1日から12月31日まで		
	"	あわび漁業	1月1日から12月31日まで		
	"	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで		
	"	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで		
	"	ばかがい漁業	1月1日から12月31日まで		
	"	あかがい漁業	1月1日から12月31日まで		
	"	たいらぎ漁業	1月1日から12月31日まで		
	"	みるくい漁業	1月1日から12月31日まで		
	"	いせえび漁業	1月1日から12月31日まで		
	"	うに漁業	1月1日から12月31日まで		
	"	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで		
	"	たこ漁業	1月1日から12月31日まで		
	第 2 種共同漁業	いそ刺網漁業	1月1日から12月31日まで		

漁業権の存続期間 平成 2 5 年 9 月 1 日から平成 3 5 年 8 月 3 1 日まで
 付 記
 制限又は条件
 潜水器を用いて水産動植物を採捕するときは、別に知事の許可を受けなければならない。

免許番号 共第 1 0 5 号
漁場の位置 洲本市・淡路市界から淡路市塩尾に至る間の地先
漁場の区域 次の点A、ア、イ及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線
によって囲まれた区域

点の位置
A 最大高潮時海岸線における洲本市・旧津名郡津名町界
B 淡路市塩尾橘崎東端
ア Aから95度1,500メートルの点
イ Bから54度1,420メートルの点



平成25年9月1日 免許
共第 1 0 5 号漁場

